なごみ
和だより
No.286

発行者
公益社団法人 和歌山納税協会

編集発行責任者
宮井計英

和歌山市雑賀屋町16
電話(073)423-8805

和歌山納税貯蓄組合連合会
税のたより
(確定申告号)
合同版

令和四年分 確定申告はお早めに！

和歌山納税協会の二階大会議室では、令和五年二月十六日（木）から三月十日（金）まで個人事業者（会員の方を対象）の方に対して、近畿税理士会から派遣された税理士による申告指導を行います。

決算書や確定申告書についてアドバイスしてもらいながらの作成に加え、「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）による、代理送信を行う体制も整えております。

申告・納税は期限内に！

	申告・納期限	振替納付日
申告所得税	３月15日(水)	４月24日(月)
消　費　税	３月31日(金)	４月27日(木)

和歌山納税協会の申告書作成会場

対象者	個人事業者 ※会員のみ（随時募集中）
相談内容	近畿税理士会和歌山支部から派遣された税理士が申告の指導を行います （土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税に関する相談は行っておりません）
開設日	令和５年２/16(木)～３/10(金)（土、日、祝日除く）
相談時間	９：30～11：30、13：00～15：30
相談会場	和歌山納税協会２階会議室　和歌山市雑賀屋町16
お問合せ	和歌山納税協会　☎ 073-423-8805

和歌山商工会議所の申告書作成会場

対象者	個人事業者
相談内容	近畿税理士会和歌山支部から派遣された税理士が申告の指導を行います （土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税に関する相談は行っておりません）
開設日	令和５年２/27(月)～３/３(金)　５日間（土、日、祝日除く）
受付時間	９：30～11：30、13：00～15：30
相談会場	和歌山商工会議所４階 会議室　和歌山市西汀丁36
お問合せ	和歌山商工会議所　☎ 073-422-1111

※ご来場の際は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスク着用・検温・手指消毒等にご協力をお願いいたします。

講演会のご案内

日　時：令和５年３月24日(金) 15時30分～17時

場　所：ホテルグランヴィア和歌山　６階

講　師：読売テレビ放送 報道局 解説委員長

高岡　達之 氏

「かんさい情報ネットten.」のニュース解説で出演中

演　題：「報道の現場からキーワードで読み解く
～コロナで変わる経済環境と地域のビジネス戦略～」

参加費：無料／先着100名　＊会員でない方もご参加いただけます。

申込先：和歌山納税協会（電話 073-423-8805）お電話でお申込みください。

インボイス制度説明会

令和四年十二月十二日（月）・十四日（水）に和歌山地方合同庁舎五階共用会議室において、個人事業者の方々を対象としたインボイス制度説明会を開催しました。

個人事業者向け決算説明会

令和四年十二月十六日（金）、和歌山納税協会二階大会議室にて、個人事業者を対象に、講師の内藤泰道税理士による決算説明会を開催しました。

令和四年分 確定申告相談 担当者事前説明会 ～JAわかやま～

令和五年一月十三日（金）JAわかやま本店の大ホールにおきまして、確定申告に向けての税務相談体制について、説明会を開催しました。JAわかやま各店のご担当者、近畿税理士会所属の税理士の皆様の協力を得て、e-Tax100%を目指します。

当日は、JAわかやま各店のご担当者の方にお集まりいただき、近畿税理士会和歌山支部のご担当の税理士の方に、確定申告にあたっての留意点等について説明していただきました。

パソコン会計（決算）研修会

令和五年一月十七日（火）和歌山納税協会二階大会議室にて、ソリマチのみんなの青色申告ソフトの会計を利用している方を対象に決算処理を重点に研修会を開催しました。

e-Tax研修会

令和五年一月十八日（水）和歌山納税協会二階大会議室におきまして、青色申告部会の個人会員にご指導いただく税理士の方約三十名を対象にe-Taxについての研修会が開催されました。

これからの行事予定

年月日	行事名	会　場	対　象
令和５年２月16日(木)～３月10日(金)	確定申告相談	和歌山納税協会２階会議室	個人事業者会員
３月１日(水)	水曜会	和歌山納税協会３階会議室	会長・副会長
17日(金)	新設法人説明会・インボイス説明会	和歌山納税協会２階会議室	新設法人
22日(水)23日(木)	決算期別法人説明会	和歌山地方合同庁舎5階共用会議室	3月･4月決算法人
23日(木)	インボイス制度説明会	和歌山地方合同庁舎5階共用会議室	会員・一般
24日(金)	和歌山納税協会　理事会	ホテルグランヴィア和歌山	納税協会理事・監事
〃	高岡 達之氏　講演会	ホテルグランヴィア和歌山	会員・一般
５月11日(木)	和歌山納税協会　理事会	ホテルグランヴィア和歌山	納税協会理事・監事
30日(火)	和歌山納税協会　定時総会	ホテルグランヴィア和歌山	納税協会代議員等
６月５日(月)～９日(金)	パソコン教室	和歌山納税協会２階会議室	会員・一般

新刊書のご案内

納税協会では、税務等関係図書（(株) 清文社発行）を会員価格（１割引き）にて、販売しておりますので、実務にご利用ください。

書　籍　名	定　価
所得税の確定申告の手引	定価2,420円（税込）
○×判定ですぐわかる所得税の実務	定価2,750円（税込）
法人税申告書作成ゼミナール	定価3,080円（税込）
一目でわかる医療費控除	定価1,760円（税込）
税理士のための確定申告事務必携	定価3,740円（税込）
住宅ローン控除・住宅取得資金贈与のトクする確定申告ガイド	定価1,980円（税込）

公益社団法人 和歌山納税協会 〒640-8249 和歌山市雑賀屋町16
TEL 073(423)8805　Fax 073(426)1901　E-mail：wakayama@nk-net.co.jp

中学生の「税についての作文」令和４年度受賞作品の紹介

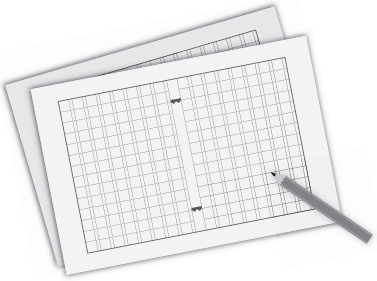

将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関すること、学校で学んだ税に関すること、テレビや新聞などで知った税の話などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で毎年募集を行っているもので、今年度もコロナ禍により対応策等で厳しい教育環境にある中、和歌山市内24校から3,715編の応募が寄せられました。

ご協力いただきました各学校をはじめ関係者の皆様及び応募された中学生の皆さんに深く感謝を申し上げます。

今年度の応募作品の中から、大阪国税局長賞、近畿納税貯蓄組合総連合会長賞を受賞された作品をご紹介いたします。

大阪国税局長賞

「税金が伝えるもの」

和歌山信愛中学校　三年　村上　舞

「私ね、海外ボランティアでカンボジア行くねん。」いとこが私にそう言ったのは小学四年生の時だった。私はとても驚いた。

「お金の事とか大丈夫なんか。」

私は気になって聞いてみた。すると、いとこから「大丈夫だよ。海外留学支援制度があるから。」と言われた。海外留学支援制度は海外留学の時に奨学金が出る制度で、ボランティア以外では大学での勉強や語学研修、芸術等での留学など幅広いジャンルに適用される。人の夢を応援する素敵な制度だ。今まで留学するにはたくさん貯金をしなければならないから留学は大変なものだと思っていたから、とても驚いた。

いとこにとってそのボランティアは一生の思い出になった。いとこはそのボランティアでたくさんの子供たちと出会ったけれど、みんな明るくて前向きで感謝を忘れない素敵な子供ばかりだったらしい。いとこはそのボランティアで大切なことを学んだ。

「日本では学校に行くことが当たり前になっている。けれどカンボジアの子供たちは教育を受けたくても受けられないのだ。教育を受けられることはとても貴重なことだと知った。私は勉強なんて…と思っていたけれど、これからは勉強なんて…と思わず頑張ろうと思う。」

と言っていた。また、いとこは日本に帰る時、カンボジアの人々に言われた「オークンチュラン（ありがとう）」を挫けそうになったら思い出して励みにしている。

私はこんなにも素敵な事に税金が使われているのがとても嬉しかった。日本はボランティア活動を支援するだけでなく、発展途上国に対して円借款や無償資金協力も行っていると知った。税金は日本の人々と世界の人々をつなぐきっかけを作っているのだ。税金が少しでも世界の人々の役に立っているなら、その税金はとても価値のあるものだと思う。

ウクライナ侵攻のときたくさんの国がウクライナに資金援助をしていて、私は各国が資金援助を通してウクライナを応援する気持ちをウクライナに伝えているように感じた。各国が資金援助をするのはウクライナに頑張ってほしいと思っているからで、きっとウクライナの人々にもその思いは届いていると思う。また、海外留学支援制度は人々が夢へ一歩踏み出すきっかけを作ることで人々の夢を応援している。ボランティア活動を支援することでボランティア活動を盛んにし、世界中の人々を応援している。私は税金は人々に「頑張れ」のメッセージを伝えるものだと思った。私たちは直接メッセージを伝えることは出来なくても、税金を通して頑張る人々を応援している。税金はたくさんの人々の「頑張って」を届けるという素敵な役割を果たしているのだ。

近畿納税貯蓄組合総連合会長賞

「もし税金がなかったら」

日進中学校　三年　田代　華凜

八月五日の夜、福岡県で開催されていた筑後川花火大会の近くで、火災事故がありました。これによって、消防や警察が動き、火は消し止められ、原因を調べています。

このように、事件・事故があれば、すぐに対応してくれる消防や警察の方々は、私たちが税金を払っているから動いてくれています。

では、もし税金を払っていなければどうなるのでしょうか。

もし税金を払っていなければ、たとえ大きな事故があったとしても動いてくれない。もしくは、お金を払わずとも来てくれていたのが有料になるかもしれません。これは、消防や警察の方々以外にも言えることです。例えば、事故で重傷者が出たときに呼ぶ、救急車などがそうです。他にも、私たちの日常生活に欠かせない道路や橋などもそうで

す。私の住んでいる和歌山市では、去年水管橋崩落事故がありました。そこで、六十谷橋の上に水道管を設置しました。そのため、六十谷橋は通行止めとなり、あちこちで渋滞が起きました。私も、習い事へ行くとき、普段の倍以上の時間がかかりました。しかし、六月頃に水管橋が復旧したため、六十谷橋の通行止めが解除されました。そのおかげで、普段通りに習い事に行けるようになりました。この一連の復旧にかかる費用が税金から出ていることを知り、税金が住民の生活に役立てられているのを実感しました。もしも税金がなければ、道路や橋などを修理するお金がないので、壊れたまま放置されて、復旧することはなかったと思います。さらに、税金があることで、誰もが安心して学べる教育環境の提供や、生活・福祉の充実（「医療」「年金」「介護」「子育て」など私たちが安心して生活していくための公共サービス）が行われています。教育環境の提供では、学校の建設や義務教育中の教科書の無料配布など、子供がより良い環境で教育が受けられるよう、いろいろな事業を行ってくれているので、税金がなければ子供たちが安心して学べる環境を整えるための費用をまかなうことが出来なくなります。生活・福祉の充実では、お年寄りや体の不自由な人などのための施設や保育所の設置、医療機関の整備などが十分に行われず、困ったときに頼ることが出来なくなってしまいます。

このように、税金がなかったら、私たちが生活するのにとても苦労します。例えば、病気になったり、年をとって働けなくなったり、身体がうまく動かせなくなったときに自分たちの備えだけで生活していかなければいけなくなり、安心して生活することが難しくなります。

初めは、何も税金についてわからなかったのですが、こうして調べるうちに、税金を払う意味や、税金の必要さがわかりました。税金は、私たちが社会の一員であることの会費であることから、生活には欠かせないものだと知ることが出来たのです。

近畿納税貯蓄組合総連合会長賞

「税金の偉大さ」

西浜中学校　三年
辻本　菜々美

みなさんは、税金に助けられたり支えられたりしてるなぁと感じ、感謝したことはありますか。

私は最近、身近に税金の偉大さに驚かされた出来事がありました。

ある日突然、頭痛がし、体調が本調子ではない日があり、睡眠をとれば次の日には良くなっているだろうと想定していたのですが、良くなるどころかさらに体調が悪化していました。熱も高かったので、もしかしたら新型コロナウイルスにかかっているかもしれないと思い、病院へ行ってＰＣＲ検査を受けました。

その三日後、検査の結果は陽性だったことが分かりました。そして私は家族にも菌をうつしてしまったのです。

家の中は、みんな気分がだだ下がりで空気が重い状況でした。

しかし次の日、ドアを開けると、外に大きなダンボールが置かれていたらしく、母と弟が騒いでいるのを聞いて、私も駆けつけました。中身を見てみると、約一週間分の、パックごはん、カップ麺、ティッシュやアルコール消毒の日用品など、数多くの色々な物資が詰まっていました。

無料で、こんなにたくさんの物資を一人一人に届けることは不可能なはずなのに、なぜ届けてもらった人はその分のお金を出さなくても良いんだろうと不思議に思い、ネットで調べてみることにしました。

すると、国の支出のうち、税金が使われている、一般会計歳出額の一部にあたる新型コロナウイルス対策予備費は、約四・六パーセントの五兆円分が使われていることが分かりました。私たちに届いた物資は、その費用の一部が使われており、その他にも、ワクチン接種や検査にも税金が使われていくことが分かり、驚きが隠せませんでした。

少し気持ちが落ち込んでいた私たちに物資が届いたこと、ＰＣＲ検査が受けられたことに、税金が使われていることが分かり、私が知っている身の回りで使われている税金の種類が増え、今まで以上に税金の偉大さを知れました。

私に届いた、たった一箱のダンボールかもしれないけど、その箱には税金というものがつまっていて、その税金は、消費一般に広く公平に課税する間接税である消費税や、法人が事業活動を行うことで獲得する所得に対して課税される直接税である所得税などによって、国民一人一人から集められたものだという考え方ができます。

私の家族を笑顔にした税金は、きっと必ず、日本全国の人々を幸せにします。

そして、私たちは形には見えないが、偉大な税金を国に納めることに誇りを持ち、今日も、明日も、永遠に税金と共に暮らせますように…

和歌山税務署からのお知らせ

《確定申告をされる方へ》

自宅からスマホで申告

ご自宅で
確定申告期間は24時間
いつでも利用可能
※メンテンナンス時間を除く

自動計算
画面の案内に沿って
入力するだけ

持参・印刷・郵送不要
税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

専用画面
スマホ専用画面で
見やすく操作が簡単

添付書類不要
書類の記載内容を入力・
送信することで添付省略
※一部の書類は除く

早期還付
還付金の振込みが早い
※2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付
（書面提出の場合は4～6週間程度で還付）

NEW 令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に!

●青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
●マイナンバーカードの読取回数が削減 ※
※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合

スマホ
でのご利用は
こちらから▶

《金融機関や税務署の窓口で国税の納付をされている方へ》

国税の簡単・便利なキャッシュレス納付!

国税の納付は
スマホで
スマートに

6つのPay払い（○○ペイ）から
納付手続きが行えます!
PayPay　d払い　au PAY
LINE Pay　Pay　amazon pay

スマホアプリ納付の
詳しい情報はこちらから

- ☑ 事前手続き不要!
- ☑ いつでもできる!
  場所を選ばずどこでもできる!

「国税
スマートフォン
決済専用サイト」
にアクセス!

Pay払い
（○○ペイ）を
選択し、画面の
表示に従って
手続き!

令和4年12月1日から国税のスマホアプリ
納付が利用可能になりました。

事業主の皆様へ

和歌山県と県内
すべての市町村からの
重要なお知らせです

和歌山県と県内全30市町村は、個人住民税の特別徴収を徹底しています！

特別徴収は、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与差し引き）し、納入する制度で、地方税法第３２１条の４により義務づけられています。

※ 平成30年度から、県内すべての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所を特別徴収義務者に指定し、6月支払分の給与からの特別徴収（給与からの差し引き）を徹底しています。

特別徴収義務者に指定する対象者（事業所）

所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者

ただし、次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。

給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由書兼仕切紙」を添付のうえ、
給与支払報告書個人別明細書摘要欄に次の略号を記載願います。

a　退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
b　給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
c　給与の支払が不定期（毎月支払われていない）な方
d　他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）

和歌山県 Wakayama Prefecture

各市町村 住民税担当課又は
和歌山県総務部市町村課（073-441-2175）までお問い合わせください。
詳しくは、和歌山県HP をご覧ください。 特別徴収　和歌山県 検索

和歌山市役所から口座振替のお知らせ

市税の納付は便利な口座振替（自動払込）で！！

■口座振替できる市税
- ●固定資産税・都市計画税
- ●市県民税（普通徴収分のみ）
- ●軽自動車税（種別割）（納税義務者名義全てが対象）

※振替日は、納期の末日です。（税額、納期等は当初に送付する納税通知書でご確認ください。）

■申込方法
通帳、届出印及び納税通知書を持参のうえ、口座振替を希望される取扱金融機関で、口座振替依頼書によりお申込みください。

■申込締切日
振替日の１か月前。ただし、全期及び第１期分については振替日の２か月前となります。

※申込締切日までに、納税課で受け付けた分が対象になります。

■お問い合わせ先　和歌山市財政局税務部納税課
電話　０７３－４３５－１０３８

消費税の　事業者のみなさまへ

和歌山税務署からのお知らせ

インボイス制度が始まったらどう変わるの？その疑問にお答えします！

インボイス制度説明会のご案内

開催場所　和歌山地方合同庁舎 5階 共用会議室
（和歌山市二番丁3）

【定員】各45名

おすすめ！ 今なら登録申請相談会実施中

インボイス制度説明会終了後、
インボイス発行事業者の登録申請手続の説明、
登録申請手続のお手伝いをいたします。

消費税を申告したことがあるものの、「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方向けの説明会

令和5年 2/ 8【水】10:30～11:30

令和5年 3/23【木】10:30～11:30

事前予約制

参加を希望される場合は、事前に下記の連絡先に連絡の上、ご予約をお願いします。

【連絡先】和歌山税務署 法人課税第1部門
☎073-424-2158